

JMRC近畿ラリー部会互助会制度

JAF近畿地域クラブ協議会ラリー専門部会（以下、「ラリー部会」という。）において、JMRC近畿ラリー部会互助会制度（以下、「本制度」という。）をここに定める。本制度の運営はラリー部会が責任を持って行う。なお、JAF地域クラブ協議会は瑕疵責任がないものとする。

第1条 目的

ラリー競技の振興を図るため本制度をもって運営する。

本制度は各競技会のみにも有効な見舞金であり、第2条に定める競技会において、対人の死亡事故、搭乗者の死亡事故および対物事故に対する見舞金給付を目的とする。

第2条 対象競技会

1. JMRC近畿正会員がオーガナイズするJAF公認（クローズド競技及び講習会等を含む。）で、特別規則書等でオーガナイザーが本制度を有効と認める競技会を対象とする。
ただし、全日本ラリー選手権競技会は除く。
2. 近畿地域以外でのラリー競技会に参加する場合、その競技会オーガナイザーが本制度を有効と認める競技会を対象とする。

第3条 加入条件

1. 加入者がJMRC近畿個人会員であること。
2. JAF競技ライセンス未取得者については、最初の競技会参加時には加入を認めるが、2回目以降はJAF競技ライセンス取得後、本条1項に従い加入を認める。

第4条 申込み手続き

各競技会参加申し込み毎に加入者が所定の申込書と会費を競技会事務局に送付し、オーガナイザーから提出された名簿により、ラリー部会互助会担当が確認した時点で完了となる。

第5条 有効期限

競技開始から競技終了（TCOから最終TC、スタートから最終CP）までとする。

第6条 会費

1. SSラリーシリーズ参加者は、1競技会につき7000円/1台とする。
2. アベレージラリーシリーズ参加者は、1競技会につき5000円/1台とする。
ただし、第3条2項の参加者については、1競技会につき7000円/1台とする。
3. 会費は返金しない。

第7条 対人見舞金給付額

1. 死亡時には、加入者に対して1競技会、最高400万円を給付する。
2. 入院および通院については、給付の対象としない。

第8条 対物見舞金給付額

1. 加入者に対して1競技会、最高30万円（免責10万円）を給付する。

2. 車両（リタイヤ車両を含む）への対物事故は給付の対象としない。
3. 対物見舞金制度を利用した加入者は、以降1回につき、免責額を2万円増額する。

第9条 搭乗者見舞金給付額

1. アベレージシリーズ参加者で、第3条2項の搭乗者が死亡時には、加入者に対して1競技会、最高50万円を給付する。
2. 入院および通院については、給付の対象としない。

第10条 見舞金受取人

1. 第7条の見舞金給付額に基づき被害者の法定相続人とする。
2. 第8条の見舞金給付額に基づき加入者とする。
3. 第9条の見舞金給付額に基づき搭乗者の法定相続人とする。

第11条 見舞金申請方法

1. 事故発生の際は、オーガナイザーは所定の事故報告書を14日以内にラリー部会互助会担当に提出すること。
2. 対人見舞金および搭乗者見舞金の申請は、法定相続人又はその代理人が申請用紙に必要事項を記入し、死亡診断書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から60日以内にラリー部会互助会担当に提出すること。
3. 対物見舞金の申請は、加入者が所定の申請用紙に必要事項を記入し、写真、修理見積書、請求書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から30日以内にラリー部会互助会担当に提出すること。

第12条 見舞金給付

1. 第11条の申請に基づき、ラリー部会で審査し決定する。
2. 瑕疵（無免許、無資格、飲酒、違法行為など）が判明した場合、給付はしない。

第13条 不正受給の措置

1. ラリー部会は見舞金給付後に不正が発覚した場合、見舞金の返還を求めることができる。
2. 不正が悪質と認められる場合はポイントをはく奪し、司法に通報しJMRC近畿運営委員会に報告する。

第14条 会計

1. 本制度の会計はラリー部会予算からは独立し、ラリー部会互助会担当により管理される。
2. 給付額が会費額を超過した場合はラリー部会から借入して支払い、以降会費にて返金する。

第15条 改定

1. 対人見舞金給付事案が起きた場合は、会費及び見舞金給付額の見直しを実施することがある。
2. 本制度の改定はラリー部会が決定し、JMRC近畿運営委員会が承認する。

第16条 施行 本制度は、2019年1月1日より施行される。

2022年4月1日改正